

平成 25 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 メビオファーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤澤 忠司
(コード番号：4580 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役経営戦略室長 森崎 直幸
(TEL 03-6426-5766)

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請及び
臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、**TOKYO PRO Market** に上場している当社普通株式に関し株主総会の特別決議を経た上で上場廃止を申請すること、また、臨時株主総会開催に係る基準日について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

1. 上場廃止申請を行う目的及び理由

当社は平成 23 年 7 月に **TOKYO AIM** (現 **TOKYO PRO Market**) に第 1 号案件として上場し、四半期開示や **J-SOX** 対応が任意適用であることなど、本市場の柔軟な特性を十分に活用しつつ、ビジネスの幅や取引先、活動エリアを拡大することができました。

これにより、当社は抗がん剤の製品化を目指した主力パイプラインである **MBP-426** の新しい臨床試験を着実に進めると同時に、核酸医薬のナノ製剤化や診断薬開発にも着手する等、基礎研究面も充実させ、さらにはナノ製剤のジェネリック化の分野にも事業展開を図ってまいりました。

今後もこれらをいっそう発展させるために事業提携を進めてまいります。そのために、本市場の制度を利用して非上場化した上で、事業を自由に展開するのが望ましいと考えました。この選択は、将来的には当社の経営や事業の進展に大きく寄与し、ひいては株主価値の最大化が図れるものと考えております。

つきましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 1 項に基づき、今後、上場廃止を申請することとしたいと考えております。

2. 臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、臨時株主総会を開催し上場廃止申請の件を付議する予定です。

また、上場廃止申請の件を特別決議するにあたり、当社定款に上場廃止申請に関する特別決議に関する条項を追加する、定款一部変更の件を付議する予定です。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 基準日設定公告日 | 平成 25 年 3 月 28 日 (木) |
| (2) 基準日 | 平成 25 年 4 月 12 日 (金) |
| (3) 招集通知発送予定日 | 平成 25 年 4 月 25 日 (木) |
| (4) 臨時株主総会開催予定日 | 平成 25 年 5 月 10 日 (金) |
| (5) 上場廃止申請書の提出予定日 | 平成 25 年 5 月 10 日 (金) |
| (6) 上場廃止予定日 | 平成 25 年 6 月 7 日 (金) |

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20

営業日後に上場廃止となる予定です。（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条）

【ご参考】

「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」

第 143 条 上場会社はその発行する上場株券等の上場廃止を申請しようとするときは、施行規則で定めるところにより、当取引所に当取引所所定の「上場廃止申請書」を提出するものとする。

2 当取引所は、上場会社から「上場廃止申請書」を受領した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。

「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」

第 130 条 特例第 143 条の規定に基づき株券等の上場廃止を申請しようとする上場会社は、上場廃止を希望する日の 20 営業日前までに、当取引所に対して当取引所所定の「上場廃止申請書」を提出しなければならない。この場合において、当取引所が同意する場合を除き、上場廃止について株主総会の特別決議を経るものとする。

3. 臨時株主総会に係る基準日等について

平成 25 年 5 月 10 日（金）に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 25 年 4 月 12 日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 公告日 | 平成 25 年 3 月 28 日（木） |
| (2) 公告方法 | 電子公告（下記の当社ホームページに掲載いたします。）
http://www.mebiopharm.com/ |
| (3) 基準日 | 平成 25 年 4 月 12 日（金） |
| (4) 臨時株主総会開催予定日 | 平成 25 年 5 月 10 日（金） |

(5) 付議議案

下記議案の付議を予定しております。

- ・ 定款一部変更の件
- ・ 上場廃止申請の件

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

4. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの間は担当 J-Adviser としての業務を継続する予定であるとの説明を受けております。

以上